

令和7年度
就学相談ガイダンス
＝説明資料＝

北区教育委員会
教育総合相談センター

もくじ

- 1 就学相談とは
- 2 学びの場について
- 3 就学相談の流れと各相談の概要
- 4 その他

1

就学相談とは

就学相談とは

※ガイダンスP1参照

- ・小学校や中学校に就学するお子さんの状態や特性を客観的に把握して、最もふさわしい学習環境で教育が受けられるように、保護者と教育委員会と一緒に考えていく相談の場です。

対象

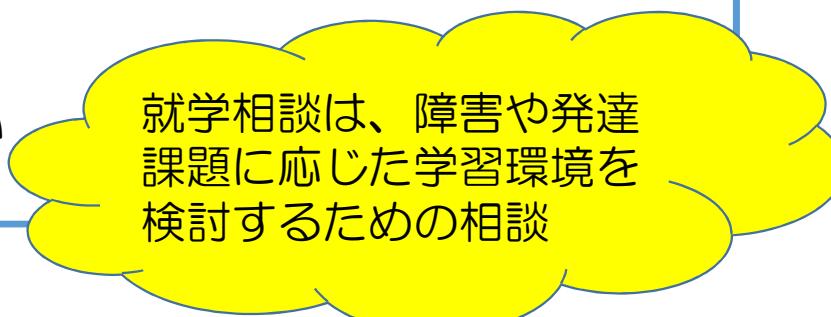
- ・北区に住所がある
- ・令和8年4月に小学校1年生になるお子さん
- ・令和8年4月に中学校1年生になるお子さん
- ・現在、就学猶予又は免除の措置を受けている学齢児童・生徒で
令和8年4月から就学を希望するお子さん
- ・※現在、北区以外の地域にお住まいで来年度北区内に転入予定の方は、現在お住まいの地域
の教育委員会へご相談ください。

就学相談が必要なお子さん

- 特別支援学級や特別支援学校への就学を希望している方
- 就学先に迷いのある方

こんな様子が気になる・・・

- ・集団生活の中で周囲と同じペースで動くことが苦手で、保育園や幼稚園でサポートの先生（支援員）がついている
- ・好奇心旺盛で、身体の動きが多く、安全管理に多くの配慮が必要
- ・友達とトラブルになりやすく、大人の橋渡しが必要
- ・食事や排泄面で大人の手助けが常時必要
- ・感覚の過敏さや勝負への拘りから、集団参加が難しい



就学相談は、障害や発達課題に応じた学習環境を検討するための相談

2 学びの場

北区の学びの場

※ガイダンスP5参照

| 校種 | 就学相談の申し込みの必要性 |
|------------------------------|---|
| 都立特別支援学校 (※北区を通学区域とする) | 就学相談の申し込みが必要 |
| 特別支援学級 (知的障害) | 就学相談の申し込みが必要 |
| 特別支援学級 (自閉症・情緒障害) | 就学相談の申し込みが必要 ※申込み期間要注意 |
| 通常の学級+特別支援教室 (巡回指導) | <ul style="list-style-type: none">就学前は就学支援委員会の判断入学後、担任と相談して学校に申し込む |
| 通常の学級+通級指導学級 (ことば・きこえの教室) | <ul style="list-style-type: none">就学前は在籍園へ申し込む入学後、学校と相談して申し込む |
| 通常の学級 | 就学相談の申し込みは不要 |

学びの場

都立特別支援学校

※障害種別により学校が異なります

※ガイダンスP12~13参照

| 障害種別 | 学校名 | |
|-------|--------------------|---------------|
| 視覚障害 | 都立葛飾盲学校 | 葛飾区堀切7-31-5 |
| | 都立久我山青光学園 視覚障害教育部門 | 杉並区北烏山4-37-1 |
| 聴覚障害 | 都立葛飾ろう学校 | 葛飾区西亀有2-58-1 |
| | 都立大塚ろう学校 | 豊島区巣鴨4-20-8 |
| | 都立中央ろう学校 | 杉並区高井戸2-22-10 |
| 知的障害 | 都立王子特別支援学校 | 北区十条台1-8-41 |
| 肢体不自由 | 都立北特別支援学校 | 北区十条台1-1-1 |
| | 都立志村学園 肢体不自由教育部門 | 板橋区西台1-41-10 |
| 病弱 | 都立北特別支援学校 | 北区十条台1-1-1 |
| | 都立光明学園 病弱教育部門 | 世田谷区松原6-38-27 |

都立特別支援学校

※ガイダンスP7、12、13参照

| 障害種別 | 対象のお子さん |
|-------|--|
| 視覚障害 | 両眼の視力が概ね0.3未満、又は視力以外の視機能障害が高度で拡大鏡等を使用しても通常の文字、図形等の視覚的認識が不可能又は著しく困難な程度 |
| 聴覚障害 | 両耳の聴力レベルが概ね60デシベル以上で、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度 |
| 知的障害 | ①知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに、頻繁に援助を必要とする ②知的発達の遅滞が①に達しないが社会生活への適応が著しく困難な程度 |
| 肢体不自由 | ①肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度 ②肢体不自由の状態が①に達しないが、常時の医学的観察指導を必要とする |
| 病弱 | ①慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする ②身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度 |

都立特別支援学校

※ガイダンスP6参照

＜学級定数・配置教員数＞

- ・普通学級は6名で1学級を編成し、学級毎に教員が1名配置される
- ・重度重複学級は3名で1学級を編成し、学級毎に教員が1名配置される
- ・学級数に応じて学年付教員が配置される

＜教育課程＞

- ・特別支援学校学習指導要領に添って教育課程を編成する

都立特別支援学校

※ガイダンスP13参照

東京都立王子特別支援学校 小学部1年生時間割（例）

登校：8：40

| 月 | | | 火 | | | 水 | | | 木 | | | 金 | | |
|--------------------------------------|--------|--------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|------|-------|------|------|
| 知的 | 自閉 | 重度 | 知的 | 自閉 | 重度 | 知的 | 自閉 | 重度 | 知的 | 自閉 | 重度 | 知的 | 自閉 | 重度 |
| 日常生活の指導 (着替え、トイレ、荷物の整理、朝の会、係活動 等) | | | | | | | | | | | | | | |
| 体 育 | | | | | | | | | | | | | | |
| 国語・算数 | 自立活動 | 国語・算数 | 自立活動 | 国語・算数 | 自立活動 | 国語・算数 | 自立活動 | 国語・算数 | 自立活動 | 国語・算数 | 自立活動 | 国語・算数 | 自立活動 | 自立活動 |
| 图画工作 | 生活単元学習 | 社会性の学習 | 自立活動 | 音 楽 | | 遊びの指導 | | 音 楽 | | | | | | |
| 遊びの指導 | 社会性の学習 | 遊びの指導 | 国語・算数 | 体 育 | | 国語・算数 | | 国語・算数 | | 生活単元学習 | | | | |
| 日常生活の指導 (着替え、手洗い、係活動 等) | | | | | | | | | | | | | | |
| 給 食 | | | | | | | | | | | | | | |
| 昼休み | | | | | | | | | | | | | | |
| 日常生活の指導 (着替え、荷物の整理、そうじ、帰りの会 等) | | | | | | | | | | | | | | |

下校：14：05

特別支援学級（知的障害）

※ガイダンスP8～9参照

小学校10校、中学校7校に特別支援学級（知的障害）が設置

＜対象になるお子さん＞

- 知的発達に遅れがあり、他者との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である児童・生徒

＜学級定数・配置教員数＞

- 8名で1学級を編成し、学級毎に教員が1名配置され更に1名が配置される

＜教育課程＞

- 小・中学校の学習指導要領に準じて編成されるが、実態に合わせ、特別支援学校学習指導要領を参考として、独自の教育課程を編成する

特別支援学級（知的障害）

※ガイダンスP9参照

小学校低学年時間割（例）

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 全校朝会 朝の会 | 朝の会 ことば | 朝の会 読書 | 児童集会 朝の会 | 朝の会 読み聞かせ |
| 1 | こくご | さんすう | こくご | こくご | がっかつ |
| 2 | せいかつ たんげん | こくご | せいかつ たんげん | おんがく | さんすう |
| 3 | たいいく | ずこう | たいいく | せいかつ | たいいく |
| 4 | おんがく | ずこう | どうとく | せいかつ たんげん | こくご |
| 5 | さんすう | せいかつ たんげん | さんすう | さんすう | こくご |

小学校高学年時間割（例）

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|-------------|-------------------|-----------|-------------------|--------------|
| | 全校朝会 朝の会 | 朝の会 ことば | 朝の会 読書 | 児童集会 朝の会 | 朝の会 読み聞かせ |
| 1 | 国語 | 算数 | 国語 | 国語 | 学級活動 |
| 2 | 生活単元 | 国語 | 外国語 | 音楽 | 算数 |
| 3 | 体育 | 図工 | 体育 | 生活単元 | 体育 |
| 4 | 音楽 | 図工 | 道徳 | 生活単元 | 国語 |
| 5 | 算数 | 外国語 | 算数 | 算数 | 理科 |
| 6 | 社会 | 総合的な 学習の時 間 | | 総合的な 学習の時 間 | クラブ 委員会 |

特別支援学級（知的障害）

※ガイダンスP9参照

中学校時間割（例）

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|---------------|---------------|------|--------------|------------|
| | 朝会 | 朝マラソン | | | |
| 1 | 生活単元 | 作業 | 音楽 | 基礎学習 (国語) | 体育 |
| 2 | 外国語 | 作業 | 生活単元 | 音楽 | 理科 |
| 3 | 家庭 | 基礎学習 (数学) | 体育 | 学級活動 | 技術 |
| 4 | 家庭 | 社会 | 道徳 | 体育 | 技術 |
| 5 | 基礎学習 (国語) | 体育 | 社会 | 美術 | 理科 |
| 6 | 総合的な 学習の時間 | 総合的な 学習の時間 | | 美術 | クラブ 委員会 |

特別支援学級（知的障害）

※ガイダンスP23参照

| 小学校 | | 中学校 | |
|----------|------------|----------|--------------|
| 王子第一小学校 | 王子5-14-18 | 明桜中学校 | 王子6-3-23 |
| 王子第三小学校 | 上十条5-2-3 | 堀船中学校 | 王子5-2-8（仮校舎） |
| 豊川小学校 | 豊島3-10-23 | 稻付中学校 | 赤羽西6-1-4 |
| 赤羽小学校 | 赤羽1-24-6 | 赤羽岩淵中学校 | 赤羽2-6-18 |
| なでしこ小学校 | 志茂1-34-17 | 浮間中学校 | 浮間4-29-32 |
| 桐ヶ丘郷小学校 | 桐ヶ丘1-10-23 | 滝野川紅葉中学校 | 滝野川5-55-8 |
| 浮間小学校 | 浮間3-4-27 | 飛鳥中学校 | 西ヶ原3-5-12 |
| 滝野川小学校 | 西ヶ原1-18-10 | | |
| 滝野川第二小学校 | 滝野川6-19-4 | | |
| 滝野川第五小学校 | 昭和町3-3-12 | | |

※小学校・中学校ともに、自宅住所から直線距離で最も近い学校が指定校です

特別支援学級（自閉症・情緒障害）

※ガイダンスP10、11参照

※小学校・中学校・義務教育学校ともに、自宅住所から直線距離で最も近い学校が指定校です。

※申込み期間が決まっています。

＜対象になるお子さん＞

- ・知的発達に遅れがない。
- ・自閉症又はそれに類する障害で、他者との意思疎通や対人関係の形成が困難である児童・生徒。
- ・主として心理的な要因による選択性かん默等で社会生活への適応が困難である程度の児童・生徒。
- ・北区立小・中学校に在籍している児童・生徒。
- ・北区立小・中学校の特別支援教室における巡回指導を受けてきており、巡回指導では改善が困難である。

※学習障害、注意欠如多動症は特別支援教室における指導の対象。

※自閉症の内、多動と見なされる行動が見られる場合も特別支援教室における指導の対象。

特別支援学級（自閉症・情緒障害）

※ガイダンスP6、23参照

<学級定数・配置教員数>

- 8名で1学級を編成し、学級毎に教員が1名配置され更に1名が配置される

<教育課程>

- 通常の学級の教育課程に自立活動が加わる

| 小学校 | | 中学校 | |
|-----------------|----------|-----------------|----------|
| 王子小学校 | 王子2-7-1 | 王子桜中学校 | 王子2-7-1 |
| 都の北学園 (前期課程) | 神谷2-30-1 | 都の北学園 (後期課程) | 神谷2-30-1 |

※各学校 2学級まで

特別支援学級（自閉症・情緒障害）

※ガイダンスP11参照

＜小学校時間割例＞

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|---------|----------|---------|------|------|
| 1 | さんすう | さんすう | さんすう | さんすう | さんすう |
| 2 | こくご | こくご | こくご | こくご | こくご |
| 3 | おんがく | おんがく | たいいく | たいいく | たいいく |
| 4 | じりつかつどう | とくべつかつどう | じりつかつどう | せいかつ | せいかつ |
| 5 | こくご | こくご | こくご | どうとく | こくご |
| 6 | | すがこうさく | | | |

＜中学校時間割例＞

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|------|------|-----------|-------|-----------|
| 1 | 算数 | 算数 | 算数 | 算数 | 算数 |
| 2 | 国語 | 国語 | 国語 | 国語 | 国語 |
| 3 | 音楽 | 家庭 | 特別活動 | 体育 | 外国語活動 |
| 4 | 理科 | 家庭 | 理科 | 理科 | 総合的な学習の時間 |
| 5 | 社会 | 図画工作 | 社会 | 社会 | 総合的な学習の時間 |
| 6 | 自立活動 | 体育 | | 道徳 | 体育 |
| 1 | 特別活動 | 国語 | 国語 | 国語 | 外国語 |
| 2 | 数学 | 数学 | | 技術・家庭 | 数学 |
| 3 | 社会 | 社会 | 外国語 | 社会 | 数学 |
| 4 | 理科 | 理科 | 自立活動 | 理科 | 理科 |
| 5 | 外国語 | 保健体育 | 総合的な学習の時間 | 保健体育 | 自立活動 |
| 6 | 美術 | 道徳 | | 音楽 | 総合的な学習の時間 |

通常の学級

※ガイダンスP6参照

- ・同学年の児童・生徒で学級編成をします。
- ・学習指導要領で定められている学習内容を、教科書に沿って、一斉指導で学習を進めます。
- ・小学校1年生から6年生、中学校1年生は35人の児童に対し、教員1名が配置されます。
- ・住民基本台帳の住所を基に就学先は指定校として決まっています。

通常の学級内での学習に概ね参加できるが、一部、特別な指導が必要と判断された場合、次のような教室を利用する場合があります。

通常の学級+ことば・きこえの教室

※ガイダンスP16参照

<対象>

知的発達に遅れがなく通常の学級での学習に概ね参加できるものの、発音の誤りや吃音、言語理解、構音障害、聞こえなどの課題を改善するため、特別な指導を必要とする児童。

<内容>

- 在籍する学校から通級して指導を受ける。
- 通級する教室は在籍する学校により、学区域が決められている。
- 通級頻度は週1回程度。
- 1回の指導時間は45分の個別指導が基本。
時間帯は相談して決める。
- 他校への通級の場合は保護者の送迎が必要。

<申込み>

- 入学前に申し込む場合は在籍園への申込み。
- 入学後は学校と相談して申し込む。
※就学相談では申込みを受け付けていないので、在籍園に問い合わせてください。

通常の学級＋特別支援教室（巡回指導）

※ガイダンスP17参照

＜対象となるお子さん＞

知的発達に遅れがなく通常の学級での学習に概ね参加できるものの、発達の特性（自閉症・情緒障害・学習障害・注意欠如多動症）により一部特別な指導を必要とする児童・生徒。

＜内容＞

※原則、指導期間は1年間で、指導の延長は最長1年間を基本とする。

- ・特性による生活上・学習上の課題や困難の改善、克服するための自立活動。
- ・全校に設置されている、校内の特別支援教室で特性に応じた指導。
- ・教科の補充授業や学習の遅れを取り戻す指導ではない。
- ・指導形態は、個別指導または2～3名の小グループでの指導。
- ・頻度は週1～2回、1～2時間程度を巡回指導教員が指導する。

＜指導を受けるには・・・＞

入学前は就学相談による就学支援委員会での判断。

入学後、学級担任と相談して学校へ申し込む。

通常の学級＋特別支援教室（巡回指導）

※ガイダンスP17参照

・支援対象となる特性（例）

円滑な人間関係が築きにくい、周囲の人が考えていることの推測が苦手等の発達の偏りがみられ、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

主として心理的な要因による選択性かん默等があるので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難があり、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性の状態等があり、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

通常の学級＋特別支援教室（巡回指導）

※ガイダンスP17参照

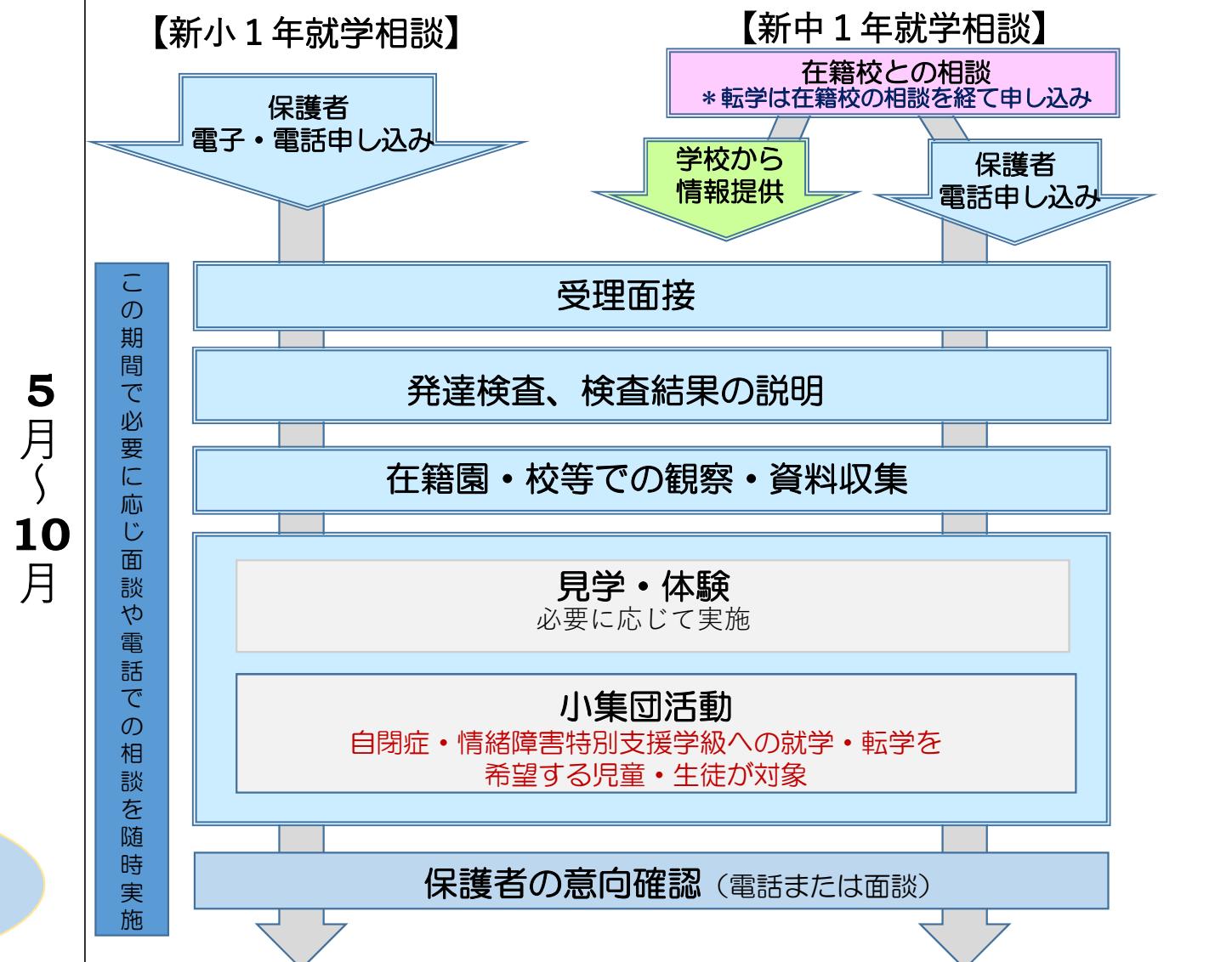
- ・希望すれば必ず支援を受けられるわけではなく、総合的な判断により利用が決まります。
- ・診断がある児童・生徒全員が対象となるわけではありません。
通常の学級の中での工夫や配慮で適応できる場合もあります。
- ・授業を抜けて指導を受けることが、かえって負担となる場合もあります。
- ・教科の補習や学習の遅れを取り戻すための指導ではありません。
- ・発達障害等の特性と重なる様子があっても、集団生活の不適応が大きくない場合は、入学後、適応を見ながら相談していくことができます。
(就学相談をしなくとも入学後、相談ができます)

3 就学相談の流れと各相談の概要

就学相談の流れ

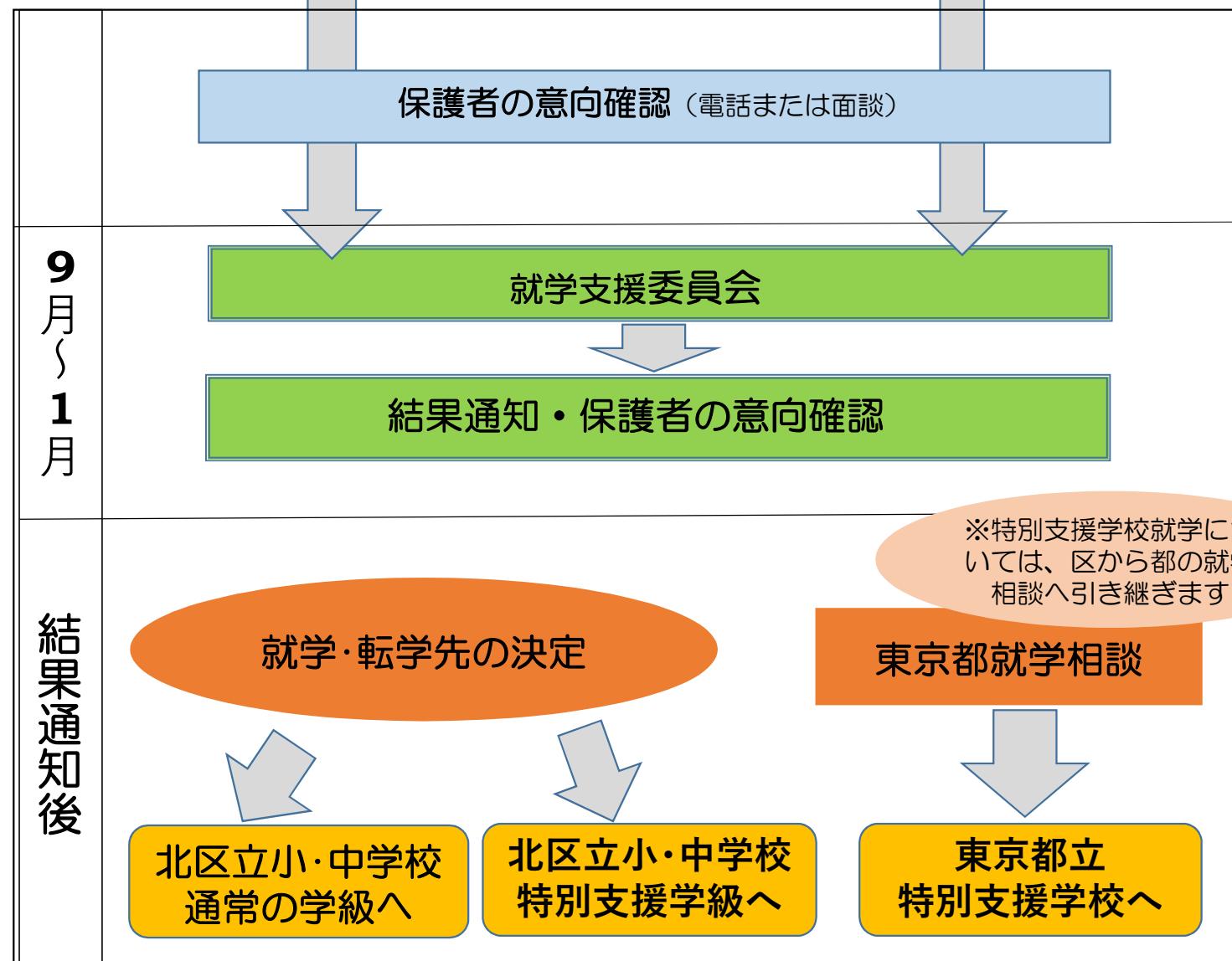
※ガイダンスP2参照

※相談経過により、順番が前後することがあります



就学相談 の流れ

※ガイダンスP2参照



申し込みにあたっての注意事項

- 通常の学級のみを希望されている場合は、相談の対象ではありません。
※お子さんについて、学校に伝えておきたいことがある場合、就学通知に同封してお送りする「就学支援シート」を活用していただくことができます。
- アレルギーや疾患等で、学校生活上の配慮が必要な場合は、入学予定の学校と直接ご相談ください。

申し込み受付

※ガイダンス表紙参照

申し込み方法・受付期間

保護者からの申し込みによって相談が始まります

- (1) 電子受付（小学校就学のみ）
令和7年5月7日（水）～9月30日（火）

- (2) 電話受付（小学校就学・中学校就学）
令和7年5月7日（水）～10月31日（金）

※自閉症・情緒障害特別支援学級への就学を希望する場合は**8月29日（金）まで**にお申し込みください

※中学校就学にあたり、通常の学級から特別支援学級への進学を希望する方は、在籍している学校と十分相談の上、お申し込みください。

各相談の概要 <受理面接・行動観察>

※ガイダンスP2、3参照

- お子さんと保護者、一緒に来所していただきます。
- 相談員2名で相談を進めます。
- 就学に向けての不安や心配なことについて伺います。
就学相談について、情報提供します。
- お子さんの個別場面での様子を、遊び等をとおして把握します。
- 面接は平日の9：00～17：00の間に行います。
日程調整を電話で行い、日程案内を郵送します

各相談の概要 <受理面接・行動観察>

※ガイダンスP2、3参照

<時間>1時間から1時間半程度

<場所>北区役所滝野川分庁舎 2階 ⑦番 就学相談窓口

- <お持ちいただくもの>
- 事前アンケート
 - 発達検査、知能検査等の結果
 - 母子手帳
 - 身体障害者手帳、愛の手帳 等
 - その他、お子さんの成長が分かる資料
 - サポートファイル 等

各相談の概要＜発達検査＞※ガイダンスP2、3参照

- ・お子さんの成長・発達の状況を把握し、適切な指導・支援に繋がる客観的な情報となります。
- ・お手元に検査結果がある場合はお持ちください。
- ・通い慣れた医療機関等で受検し、結果を情報提供いただくことをお勧めします。
- ・就学相談による検査は予約制で、1時間から1時間半程度の検査時間です。
- ・検査者とお子さんと1対1で行います。
- ・後日検査結果を保護者に来所していただき説明します。

各相談の概要＜小集団活動＞

(自閉症・情緒障害特別支援学級への就学・転学を希望する児童・生徒のみが対象)

※ガイダンスP2、3参照

- ・行動観察の機会として、小集団での活動の様子を把握します。
- ・集団活動の中で必要となる支援方法や支援内容等を観察し、把握します。
- ・観察者は教育委員会が任命した幼・小・中学校の教員が行います。
- ・10月3日（金）は新小1と転学希望の小学校の児童を対象に実施します。
- ・10月8日（水）は新中1と転学希望の中学校の生徒が対象です。
　いずれも午後に開催します。約1時間半程度です。
- ・活動中、保護者は控え室で待機していただきます。

各相談の概要

＜在籍園・校での行動観察及び資料収集＞

※ガイダンスP2、3参照

- 在籍園や在籍校に相談員が出向き、日常の様子を観察します。慣れた環境の中での集団活動場面から、支援方法や内容を把握します。
- 相談員が直接在籍園・校とやり取りし、日程調整します。
- 在籍園・校には就学相談から「就学相談資料」の作成を依頼し、日常の様子について情報提供していただきます。

各相談の概要＜見学・体験等＞※ガイダンスP2、3参照

- ・必要に応じて、区立小・中学校の特別支援学級や都立特別支援学校での見学・体験を就学相談の一環として設定します。
- ・通常の学級の見学・体験は就学相談としては設定ができません。各学校が行っている授業公開等をご利用ください。
- ・都立特別支援学校では、学校主催の「学部説明会」、「学校公開」が開催されます。

各学校のホームページに案内が掲載されるので確認の上、直接お申し込みください。

- ・その他、国立、私立の特別支援学校等についても、直接学校にお問い合わせください。

各相談の概要＜就学支援委員会＞

※ガイダンスP2、3、4参照

- ・9月から1月までの期間に7回開催します。
- ・相談で収集した資料を基に、お子さんの就学について検討します。
- ・就学支援委員会は、教育学、医学、心理学等の専門的知見を有する委員で構成されています。
- ・今のお子さんに最もふさわしい学びの場や必要な支援等について総合的に判断します。
- ・判断結果を保護者にお伝えし、就学先の決定に向け相談を進めます。
- ・就学支援委員会の結果は文書でも保護者宛に通知します。

各相談の概要＜就学先の決定＞

※ガイダンスP2、3参照

＜北区立小・中・義務教育学校への就学＞

- ・就学支援委員会の判断、保護者の意向を踏まえ就学先の決定を行います。
- ・状況に応じて、就学先の学校と面談を行います。
- ・就学先が決定すると、相談で収集した資料を「就学支援ファイル」に収めて、就学予定の学校に送付します。
- ・就学通知を保護者宛に送付します。

各相談の概要＜就学先の決定＞

※ガイダンスP2、3参照

＜都立特別支援学校への就学＞

- ・都立特別支援学校への就学が適当と判断された場合、北区の就学相談で収集した資料を「就学支援ファイル」に収め、東京都教育委員会に引き継ぎます。
- ・東京都教育委員会が就学相談を行い、都立特別支援学校への就学が適当と判断すると、「就学支援ファイル」を就学予定の都立特別支援学校に引き継ぎます。
- ・東京都教育委員会の決定を受けて、都立特別支援学校は保護者と面談日程を決め、特別支援学校で就学相談を行い、就学先が決定します。

各相談の概要＜医師診察＞

※ガイダンスP3参照

- お子さんの状態を的確に把握するため、相談状況に応じて、専門医を受診し医療情報の提供をお願いすることがあります。「医師診察記録」、「医師所見」（指定の書式）を作成していただきます。
- 資料作成に掛かる費用は保護者負担となります。
- 特別支援学校、自閉症・情緒障害特別支援学級への就学を希望する場合は必須の書類となります。

4 その他

就学支援シート

- ・就学先の学校へ、現在のお子さんの状況を共有するツールです。
- ・保護者と在籍している園等が協力して作成します。
- ・小学校に就学する方は、どなたでも作成することができます。
- ・就学相談の対象ではないが、少し配慮があると集団生活がしやすくなる、というお子さんにも活用されています。
- ・例年、12月頃、就学通知書に同封してお送りします。

=活用のメリット=

学校における配慮・指導の参考になる
サポート方法を事前に検討できる など

就学支援シート

就学通知書に同封して配布（例年12月頃）
北区のホームページからダウンロード

保護者が
生育歴や現状、心配なこと等を記入

※お子さんに関わる機関へ保護者から記入を依頼します

幼稚園・保育園・認定こども園
・児童発達支援センター等が記入する

保護者から北区教育委員会へ提出

北区教育委員会から就学先の学校に送付

令和7年度 就学支援シート
～お子さんの楽しく充実した学校生活のために～

北区教育委員会
作成年月日 令和___年___月___日

※ご記入前にお読みください

★お子さんが安心して学校生活が送れるよう、家庭や就学前機関（幼稚園・保育園・認定こども園・康育機関等）での生活や支援の内容を小学校に引き継ぐものです。

★就学支援シートの適用をご希望される方は記入のうえ、ご提出ください。ご希望されない方は、提出不要です。

★全ての項目に記入する必要はありません。ご家庭や就学前機関で大切にしてきたこと、配慮してきたこと、心配なことなど、入学する小学校に伝えておきたいことを簡潔にご記入ください。

(ふりがな)
お子さんの名前_____ 男・女 平成___年___月___日生
保護者の名前_____ 続柄_____ 学校名_____ 小学校
住所 東京都北区
電話番号 自宅_____ 携帯_____
就学前機関名_____ 担当者名_____

1 成長・発達の様子から気付いたこと

| お子さんの様子 | 保護者から | 就学前機関から |
|---|-------|---------|
| 健康・生活 ・身体の発育について ・日常の生活（身じたく、食事、排泄など）について | | |
| 人とのかかわり ・集団の中での活動について ・友達との関わり方にについて | | |

(裏面につづく)

よくあるご質問

Q：一度就学した学校から転学することはできますか？

A：できます。

お子さんの課題が変わった際は、学校と十分相談した上で就学相談に申し込んでください

Q：就学相談は途中で止めるることはできますか？

A：できます

Q：住所地から決められた学校（指定校）を変えることができますか？

A：指定校変更の要件に該当し、教育委員会が必要と認めた場合に限り
変更することができます

※北区のホームページを確認してください

問合せ

<就学相談担当窓口>

- ・北区滝野川2-52-10 北区役所滝野川分庁舎2階⑦番
- ・電話：03-3908-1237
- ・FAX：03-3908-1257

